

行政Information

市営住宅の入居者を募集します

 建築住宅課(☎65-6533)

◆一般入居向け

募集住宅	建設年度	構造	間取り	住戸面積	階	平成26年度家賃月額 ※入居者の収入月額により算定
千草東団地第1－3号（東上坂町）	S55年度	簡易耐火構造 2階建	3K	63.10㎡	—	14,300円～28,100円
千草東団地第5－7号（東上坂町）	S55年度	簡易耐火構造 2階建	3K	63.10㎡	—	14,300円～28,100円
新旭町第2団地第11号（新旭町）	S55年度	簡易耐火構造 2階建	3K	57.25㎡	—	13,000円～25,500円
長田町団地第3号（長田町）	S63年度	簡易耐火構造 2階建	3K	64.92㎡	—	16,600円～32,600円
宇根本団地第1－6号（木之本町廣瀬）	S54年度	簡易耐火構造 2階建	3K	54.46㎡	—	12,500円～24,500円

※入居できる期間は、入居可能日から最長10年間です。

◆子育て支援向け

募集住宅	建設年度	構造	間取り	住戸面積	階	平成26年度家賃月額 ※入居者の収入月額により算定
八幡中山団地第2－1号（八幡中山町）	H13年度	中層耐火構造 3階建	2LDK	58.30㎡	1	21,300円～41,800円
東柳野団地第303号（高月町東柳野）	H8年度	中層耐火構造 3階建	2LDK	63.78㎡	3	18,300円～36,000円

※子育て支援向けの住宅に入居できる期間は、入居可能日から10年間、または一番小さい子が18歳に達した日以降の最初の3月31日までのいずれか短い期間です。

- 子育て支援向け住宅の要件

・申込時点で中学校就学前の子を

⑤現に住宅にお困りであること

・世帯
- 共通要件

①市内に住所または勤務場所を有し、市税および国民健康保険料（税）の滞納がないこと

②申込者および同居予定者が、暴力団員でないこと

③現に同居し、または同居しようとする親族があること

④申込世帯の収入月額（合計）が15万8千円以下であること

※ただし次に該当する場合等は21万4千円以下（詳しくは問合せください）

・申込者が昭和31年4月1日以前に生まれた人で、同居予定者のいずれかが昭和31年4月1日以前に生まれた人または平成8年8月18日以降に生まれた人の場合

・申込者または同居予定者に次のいずれかの手帳をお持ちの人がいる場合

（1）身体障害者手帳（1～4級）

（2）精神障害者保健福祉手帳（1～2級）

（3）療育手帳（精神障害者保健福祉手帳（1～2級）と同程度）

・小学校就学前の子（平成20年4月2日以降生まれ）がいる

■申込場所

建築住宅課（東別館2階）

■募集期間

8月18日（月）～29日（金）8時30分～17時15分（土・日曜日を除く）

※8月11日（月）から建築住宅課および北部振興局、各支所で募集案内書を配布します。

行政Information

木之本・余呉・西浅井地域の簡易水道料金が変わります

 北部振興局上下水道課（☎82-5903）

木之本、余呉、西浅井地域の簡易水道事業は、今後の人口減に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う修繕費用の増加などにより、その経営状況はますます厳しくなることが予想されています。

このことから、今後も水道事業を安定的に経営していくため、水道施設の統合・改築を進め、管理経費の削減に取り組むとともに、格差を残していた使用者負担金を平成27年4月から統一し、下記のとおり料金を改定することといたしました。

これからも安心して飲んでいただける水を安定的に供給し、また災害に強い水道を維持していくため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

平成25年度事業で完成しました



▲高野古橋水管橋

▲高時南部浄水池

◆料金改定の概要◆

【一般家庭用 口径が13mmの場合】

改定前

地域	基本水量10㎡あたりの基本料金月額	超過料金（1㎡あたり月額）
木之本	1,620円	108円
余 呉	1,242円	118円
西浅井	1,130円	108円
金居原	750円	86円



改定後

改定時期	地域	基本水量10㎡あたりの基本料金月額	超過料金（1㎡あたり月額）
H27年6月 検針分以降	木之本	1,290円	129円
	余 呉		
	西浅井	1,080円	108円
H29年3月 検針分以降	金居原(1回目)		
	金居原(2回目)	1,290円	129円

※金居原地域は、他の地域と比べ改定幅が大きいため、平成29年度までに統一。ただし、口径が13mmの料金についてのみ。

【その他の口径の場合】 ※20mm以上の口径については、基本水量を全口径10㎡に統一

口 径	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
基本料金月額	1,290円	2,700円	3,240円	5,400円	7,560円	21,600円	29,160円
超過料金（1㎡あたり月額）	129円						

- 上記の料金はすべて消費税込です。
- 改定後の料金は、平成27年6月以降の水量メーター検針分から対象となります。
- 川合、高時南部地域（古橋、石道、小山地区）は、平成27年3月の水量メーター検針分から高月上水道の料金が適用されます。

◆簡易水道事業 今後のスケジュール◆

